第57条　［略］
2～5　［略］
6　第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「第57条第5項」と読み替えるものとする。
第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
四　第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第3（第12条関係）
［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（国際規制物資の使用に係る変更の届出） **第二条**　［略］ 一　［略］ 二　使用の場所 三～五　［略］ 2　［略］ 3　法第六十一条の五第二項の規定による変更の届出は、その内容を記載した書類を提出することにより行うものとする。 （合併及び分割の認可の申請） **第三条**　法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　名称及び住所並びに代表者の氏名 二　使用の場所 三　合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により国際規制物資を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名 四　合併又は分割の方法及び条件 五　合併又は分割の理由 六　合併又は分割の時期 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し 二　前項第三号に規定する法人が法第六十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 三　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類 3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。	（国際規制物資の使用に係る変更の届出） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地 三～五　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える。］ （変更の届出） **第三条**　法第六十一条の五第二項の規定による変更の届出は、その内容を記載した書類を提出することにより行なうものとする。

第56条の3　［同上］
2～5　［同上］
6　第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」あるのは「第56条の3第5項」と読み替えるものとする。
第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
四　第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第3（第14条関係）
［同上］